

秋田県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成三十一年三月二十二日

秋田県教育委員会教育長 米田 進

**秋田県教育委員会規則第二号**

秋田県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

秋田県立高等学校管理規則（昭和六十一年秋田県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

様式第3号 教育課程等年間計画書（第4条関係）  
別紙  
1 年度教育課程表

様式第3号 教育課程等年間計画書（第4条関係）  
別紙  
1 年度教育課程表

学校名	入 学 年 度	課程名				学科名				科				類型			
		1年度	2年度	3年度	4年度	1年度	2年度	3年度	4年度	1年度	2年度	3年度	4年度	1年度	2年度	3年度	4年度
略	学年等 標準 単位数	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
		年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
総合的な学習の時間 （総合的な学習の時間）																	
略																	

略

学校名	入 学 年 度	課程名				学科名				科				類型			
		1年度	2年度	3年度	4年度	1年度	2年度	3年度	4年度	1年度	2年度	3年度	4年度	1年度	2年度	3年度	4年度
略	学年等 標準 単位数	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
		年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
総合的な学習の時間																	
略																	

略

様式第4号 教育課程実施報告書 (第4条関係)  
略  
別紙

年度教育課程実施報告書

学校名	課程名	学科名	第1学年				第2学年				第3学年				第4学年			
			単 位 数	最 高 時 数	最 低 時 数	単 位 数	最 高 時 数	最 低 時 数	単 位 数	最 高 時 数	最 低 時 数	単 位 数	最 高 時 数	最 低 時 数	単 位 数	最 高 時 数	最 低 時 数	
略		教 科 目																
総合的な学習の時間 (総合的な探究の時間)																		
略																		

様式第4号 教育課程実施報告書 (第4条関係)  
略  
別紙

年度教育課程実施報告書

学校名	課程名	学科名	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年	
			単 位 数	最 高 時 数	単 位 数	最 高 時 数	単 位 数	最 高 時 数	単 位 数	最 高 時 数
略		教 科 目								
略										

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。